

8月定例教育委員会 資料	
年月日	平成29年8月30日
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第27号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例案要綱

1 制定の目的

指定管理施設移行に伴う利用料金制の導入のため、関係条例の一部を改正することを目的とします。

2 制定の内容

次の条例における施設に関して、指定管理施設への移行に伴う利用料金の定義等所要の整理をすることとします。

- (1) 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年鳥取市条例第48号）の一部改正（第1条関係）
 - ア 鳥取市河原町総合体育館
 - イ 鳥取市河原町勤労者体育館
 - ウ 鳥取市気高町勤労者体育センター
 - エ 鳥取市青谷町体育館
- (2) 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例（昭和49年鳥取市条例第25号）の一部改正（第2条関係）

鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール
- (3) 鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和55年鳥取市条例第2号）の一部改正（第3条関係）
 - ア 鳥取市龍見台テニスコート
 - イ 鳥取市青谷町グラウンドテニスコート
- (4) 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取市条例第22号）の一部改正（第4条関係）
 - ア 鳥取市佐治町 B&G 海洋センター
 - イ 鳥取市気高町 B&G 海洋センター
 - ウ 鳥取市鹿野町 B&G 海洋センター

- (5) 鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第111号）の一部改正（第5条関係）
 - ア 鳥取市佐治町多目的運動広場
 - イ 鳥取市気高町運動広場
 - ウ 鳥取市鹿野町運動広場
 - エ 鳥取市青谷町農村広場
- (6) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第120号）の一部改正（第6条関係）
 - ア 鳥取市気高町農業者トレーニングセンター
 - イ 鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター
 - ウ 鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター
- (7) 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部改正（第7条関係）
 - 鳥取市国府町コミュニティセンター
- (8) 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号）の一部改正（第8条関係）
 - 鳥取市青谷町グラウンド

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を設けることとします。（附則第2項関係）

指定管理者制度導入予定施設一覧

対象施設	条例
鳥取市河原町総合体育館	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例
鳥取市河原町勤労者体育館	
鳥取市気高町勤労者体育センター	
鳥取市青谷町体育館	
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例
鳥取市龍見台テニスコート	鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例
鳥取市青谷町グラウンドテニスコート	
鳥取市佐治町 B&G 海洋センター	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取市気高町 B&G 海洋センター	
鳥取市鹿野町 B&G 海洋センター	
鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例
鳥取市気高町運動広場	
鳥取市鹿野町運動広場	
鳥取市青谷町農村広場	
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例
鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例
鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

議案第 137 号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和 48 年鳥取市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 項から第 8 項」を「第 4 項から第 9 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「鳥取市民体育館」の次に「、鳥取市河原町総合体育館、鳥取市河原町勤労者体育館、鳥取市気高町勤労者体育センター及び鳥取市青谷町体育館」を加える。

第 19 条第 1 項中「別表第 1 項」の次に「から第 3 項まで」を加える。

別表中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を削り、同表第 5 項中「・鳥取市河原町勤労者体育館」及び「・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館」を削り、同項を同表第 7 項とし、同表中第 2 項から第 4 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 鳥取市河原町総合体育館利用料金

区分	時間	午前 9 時 ~ 正午	正午 ~ 午後 5 時	午後 5 時 ~ 午後 10 時
----	----	-------------	-------------	------------------

競技場	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円
		小学生、中学生、高年齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高年齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
幼児体育室			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
高年齢者体育室			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
研修室			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
健康相談室			1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
卓球場			1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
備考					
1 1時間未満は、1時間とする。					
2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。					

- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

		区分	金額（1時間につき）
競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	半面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円

	障害者等	無料
備考		
1 1時間未満は、1時間とする。		
2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。		
3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。		
4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。		
5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。		
6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。		
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人		
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人		
7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。		

（鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取市プールの設置及び管理に関する条例（昭和49年鳥取市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第2又は」を削る。

第15条第1項中「鳥取市民プール」の次に「、鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール」を加える。

第17条第1項中「又は別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第17条関係」に、「鳥取市国府町農村勤労センタープール使用料」を「鳥取市国府町農村勤労センタープール利用料金」に、「金額」を「利用料金」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、同表備考中「使用」

を「利用」に改める。

(鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例(昭和55年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「から別表第4まで」を削る。

第14条第1項中「及び鳥取市城北テニスコート」を「、鳥取市城北テニスコート、鳥取市気高町龍見台テニスコート及び鳥取市青谷町グラウンドテニスコート」に改める。

第16条第1項中「又は別表第2」を「、別表第2、別表第4又は別表第5」に改める。

別表第3中「・鳥取市青谷町グラウンドテニスコート」を削る。

別表第4中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料」を「鳥取市気高町龍見台テニスコート利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第5(第16条関係)

鳥取市青谷町グラウンドテニスコート利用料金

区分	利用料金(1面1時間につき)
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料
備考	
1 1時間未満は、1時間とする。	
2 照明設備の利用料金は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。	

- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

（鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

第15条から第20条までを削り、第21条を第17条とする。

第14条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「第7条」を「第9条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改め、「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第7条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる

第5条を次のように改める。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用に関する業務
 - (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必要と認める業務
- 別表第1中「第17条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第2中「第5条関係」を「第7条関係」に改め、同表第1項中「鳥取市佐治町B & G海洋センター体育館等使用料」を「鳥取市佐治町B & G海洋センター体育館等利用料金」に改め、同項の表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改め、別表第2第2項中「鳥取市佐治町B & G海洋センタープール使用料」を「鳥取市佐治町B & G海洋センタープール・鳥取市気高町B & G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B & G海洋センタープール利用料金」に改め、同項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

別表第3を削る。

(鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第5条中「別表第1から別表第5まで」を「別表第2」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市佐治町多目的運動広場、鳥取市気高町運動広場、鳥取市鹿野町運

動広場及び鳥取市青谷町農村広場の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に運動広場の管理を行わなければならない。

（指定管理者の業務の範囲）

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 運動広場の使用に関する業務

(2) 運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動広場の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条、及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第16条 運動広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第1、別表第3、別表第4又は別表第5に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表第1中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市佐治町多目的運動広場使用料」を「鳥取市佐治町多目的運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料

金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市気高町運動広場使用料」を「鳥取市気高町運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市鹿野町運動広場使用料」を「鳥取市鹿野町運動広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同表備考第6項中「使用」を「利用」に改め、同項を同表備考第4項とする。

別表第5中「第5条関係」を「第16条関係」に、「鳥取市青谷町農村広場使用料」を「鳥取市青谷町農村広場利用料金」に、「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

(鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第120号)の一部を次のように改める。

第1条中「第244条の2第1項及び第228条第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第14条を削り、第15条を第17条とする。

第13条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(物品販売等の制限)

第15条 トレーニングセンター及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝その他これに類する行為

(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札その他これらに類するものの設置

第12条第2項中「第9条」を「第11条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「市」を「市及び指定管理者に」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第13条とする。

第10条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は、使用者」を「指定管理者は、利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「トレーニングセンターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に改め、同条各号を削り、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金）

第7条 トレーニングセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「暴力団の」を「暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「のうち、別表第1から別表第3までに掲げる施設」を削り、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 トレーニングセンターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にトレーニングセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) トレーニングセンターの利用に関する業務
- (2) トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上市長が必要と認める業務

別表第1中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料」を「鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に改め、「9割の額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改める。

別表第2中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市鹿野町農業者

トレーニングセンター使用料」を「鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表第1項の表備考中「使用する」を「利用する」に改め、「9割の額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改め、別表第2第2項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第3条、第5条関係」を「第7条関係」に、「鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料」を「鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「片面使用」を「片面利用」に改める。

(鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市国府町コミュニティセンター(以下「国府町コミュニティ施設」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に国府町コミュニティ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国府町コミュニティ施設の利用に関する業務
- (2) 国府町コミュニティ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国府町コミュニティ施設の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 国府町コミュニティ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第3に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表第2鳥取市国府町コミュニティセンターの部を削り、同表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第16条関係)

施設名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時

鳥取市国府町コミュニティセンター	多目的ホール	1時間につき 2,500円	1時間につき 5,000円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	視聴覚室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	食生活改善室、 研修室(1)	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	児童室、研修室(2) (3)(4)	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。
- 3 鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 4 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。
- 6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2第1項」を「第244条の2」に、「使用料」を「使用料等」に改める。

第5条第1項中「別表」を「別表第1項の表又は第3項の表」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「グラウンド」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にグラウンドの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) グラウンドの利用に関する業務
- (2) グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条、第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 グラウンドの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第2項の表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用

料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表中「第5条関係」を「第5条、第16条関係」に改め、同表第2項中「鳥取市青谷町グラウンド使用料」を「鳥取市青谷町グラウンド利用料金」に改め、同項の表中「金額」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

指定管理施設の移行及び利用料金制の導入に伴い、所要の整備を行うためである。

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和48年12月25日 鳥取市条例第48号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、体育館の設置及び管理並びに使用料等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、体育館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="911 1120 1348 2013"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市民体育館</td> <td>鳥取市吉成三丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市湖山体育館</td> <td>鳥取市湖山町北六丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市山の手体育館</td> <td>鳥取市吉方町一丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市豊実体育館</td> <td>鳥取市野坂</td> </tr> <tr> <td>鳥取市松保体育館</td> <td>鳥取市里仁</td> </tr> <tr> <td>鳥取市岩倉体育館</td> <td>鳥取市立川町六丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市倉田体育館</td> <td>鳥取市八坂</td> </tr> <tr> <td>鳥取市稲葉山体育館</td> <td>鳥取市卯垣五丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目	鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目	鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目	鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂	鳥取市松保体育館	鳥取市里仁	鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目	鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂	鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目	<p>鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和48年12月25日 鳥取市条例第48号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、体育館の設置及び管理並びに使用料等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、体育館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="911 224 1348 1108"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市民体育館</td> <td>鳥取市吉成三丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市湖山体育館</td> <td>鳥取市湖山町北六丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市山の手体育館</td> <td>鳥取市吉方町一丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市豊実体育館</td> <td>鳥取市野坂</td> </tr> <tr> <td>鳥取市松保体育館</td> <td>鳥取市里仁</td> </tr> <tr> <td>鳥取市岩倉体育館</td> <td>鳥取市立川町六丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市倉田体育館</td> <td>鳥取市八坂</td> </tr> <tr> <td>鳥取市稲葉山体育館</td> <td>鳥取市卯垣五丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目	鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目	鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目	鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂	鳥取市松保体育館	鳥取市里仁	鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目	鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂	鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目
名称	位置																																				
鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目																																				
鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目																																				
鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目																																				
鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂																																				
鳥取市松保体育館	鳥取市里仁																																				
鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目																																				
鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂																																				
鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目																																				
名称	位置																																				
鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目																																				
鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目																																				
鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目																																				
鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂																																				
鳥取市松保体育館	鳥取市里仁																																				
鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目																																				
鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂																																				
鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目																																				

鳥取市千代水体育館	鳥取市商栄町	鳥取市千代水体育館	鳥取市商栄町
鳥取市城北体育館	鳥取市丸山町	鳥取市城北体育館	鳥取市丸山町
鳥取市東郷体育館	鳥取市北村	鳥取市東郷体育館	鳥取市北村
鳥取市大正体育館	鳥取市古海	鳥取市大正体育館	鳥取市古海
鳥取市未恒体育館	鳥取市伏野	鳥取市未恒体育館	鳥取市伏野
鳥取市浜坂体育館	鳥取市浜坂二丁目	鳥取市浜坂体育館	鳥取市浜坂二丁目
鳥取市美保南体育館	鳥取市叶	鳥取市美保南体育館	鳥取市叶
鳥取市富桑体育館	鳥取市西品治	鳥取市富桑体育館	鳥取市西品治
鳥取市湖山西体育館	鳥取市湖山西一丁目	鳥取市湖山西体育館	鳥取市湖山西一丁目
鳥取市湖南体育館	鳥取市金沢	鳥取市湖南体育館	鳥取市金沢
海洋の家体育館	鳥取市賀露町南五丁目	海洋の家体育館	鳥取市賀露町南五丁目
久松会館体育館	鳥取市東町三丁目	久松会館体育館	鳥取市東町三丁目
鳥取市津ノ井体育館	鳥取市桂木	鳥取市津ノ井体育館	鳥取市桂木
鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家	鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家
鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目	鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目
鳥取市大和体育館	鳥取市倭文	鳥取市大和体育館	鳥取市倭文
鳥取市中ノ郷体育館	鳥取市覚寺	鳥取市中ノ郷体育館	鳥取市覚寺
鳥取市国府町大茅体育館	鳥取市国府町栃本	鳥取市国府町大茅体育館	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器体育館	鳥取市国府町中河原	鳥取市国府町成器体育館	鳥取市国府町中河原
鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川	鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川
鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町総合体育館	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町勤労者体育館	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町勤労者体育館	鳥取市河原町曳田

鳥取市用瀬町勤労者体育センター	鳥取市用瀬町別府
鳥取市気高町体育館	鳥取市気高町浜村
鳥取市気高町勤労者体育センター	鳥取市気高町宝木
鳥取市青谷町体育館	鳥取市青谷町善田
鳥取市青谷町中郷体育館	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町勝部体育館	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町日置体育館	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷体育館	鳥取市青谷町奥崎

(使用の許可等)

第3条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、体育館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認め

鳥取市用瀬町勤労者体育センター	鳥取市用瀬町別府
鳥取市気高町体育館	鳥取市気高町浜村
鳥取市気高町勤労者体育センター	鳥取市気高町宝木
鳥取市青谷町体育館	鳥取市青谷町善田
鳥取市青谷町中郷体育館	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町勝部体育館	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町日置体育館	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷体育館	鳥取市青谷町奥崎

(使用の許可等)

第3条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、体育館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認め

<p>るとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要があるとき。</p> <p>じたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(使用期間の制限)</p> <p>第6条 体育館は、引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるとき、又は体育館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者は、別表第4項から第9項までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使</p>	<p>るとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要があるとき。</p> <p>じたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(使用期間の制限)</p> <p>第6条 体育館は、引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるとき、又は体育館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者は、別表第2項から第8項までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使</p>
---	---

用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公用又は公益を目的とする体育館の使用で公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて体育館の使用を中止した場合又は特に市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(設備の制限)

第10条 使用者は、使用するため特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用を終了したときは直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 体育館の建物、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第5条の規定に基づき使用の許可の取消し等によって使用者が損害を被っても、市は賠償の責めを負わない。

用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公用又は公益を目的とする体育館の使用で公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて体育館の使用を中止した場合又は特に市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(設備の制限)

第10条 使用者は、使用するため特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用を終了したときは直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 体育館の建物、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第5条の規定に基づき使用の許可の取消し等によって使用者が損害を被っても、市は賠償の責めを負わない。

<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第13条 使用者は、体育館を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 凶器その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 体育館及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売</p> <p>(2) 寄附の募集</p> <p>(3) 宣伝その他これに類する行為</p> <p>(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置</p> <p>(職員の立入り)</p> <p>第16条 使用者は、体育館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</p>	<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第13条 使用者は、体育館を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 凶器その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 体育館及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売</p> <p>(2) 寄附の募集</p> <p>(3) 宣伝その他これに類する行為</p> <p>(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置</p> <p>(職員の立入り)</p> <p>第16条 使用者は、体育館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</p>
<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第13条 使用者は、体育館を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 凶器その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 体育館及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売</p> <p>(2) 寄附の募集</p> <p>(3) 宣伝その他これに類する行為</p> <p>(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置</p> <p>(職員の立入り)</p> <p>第16条 使用者は、体育館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</p>	<p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第13条 使用者は、体育館を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 凶器その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 体育館及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売</p> <p>(2) 寄附の募集</p> <p>(3) 宣伝その他これに類する行為</p> <p>(4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置</p> <p>(職員の立入り)</p> <p>第16条 使用者は、体育館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</p>

(指定管理者による管理)

第 17 条 鳥取市民体育館、鳥取市河原町総合体育館、鳥取市河原町勤労者体育館、鳥取市気高町勤労者体育センター及び鳥取市青谷町体育館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に体育館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 18 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の使用に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、体育館の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第 3 条から第 6 条まで、第 10 条、第 12 条第 2 項、第 14 条及び第 15 条の規定の適用については、第 3 条から第 6 条までの規定、第 10 条、第 14 条及び第 15 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第 19 条 体育館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第 1 項から第 3 項までに定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

(指定管理者による管理)

第 17 条 鳥取市民体育館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に体育館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 18 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の使用に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、体育館の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第 3 条から第 6 条まで、第 10 条、第 12 条第 2 項、第 14 条及び第 15 条の規定の適用については、第 3 条から第 6 条までの規定、第 10 条、第 14 条及び第 15 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第 19 条 体育館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第 1 項に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2	利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 (利用料金の減免) 第20条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の不返還) 第21条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。 (罰則) 第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第7条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (略) 別表(第7条、第19条関係)	1	鳥取市民体育館利用料金
---	---	---	-------------

2	利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 (利用料金の減免) 第20条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の不返還) 第21条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。 (罰則) 第22条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第7条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (略) 別表(第7条、第19条関係)	1	鳥取市民体育館利用料金
---	---	---	-------------

(1) 専用利用

区分	時間		午後5時～午後10時
	午前9時～正午	正午～午後5時	
競技場 入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス ポーツ 一般	1時間につき 540円	1時間につき 660円
	小学生、中 学生、高齢 者	1時間につき 270円	1時間につき 330円
	障害者等	無料	無料
	アマチ ュアス ポーツ 営利目的 以外	1時間につき 2,700円	1時間につき 5,000円
入場料 金等を 徴収す る場合	アマチ ュアス ポーツ 営利目的 以外	1時間につき 5,400円	1時間につき 10,000円
	アマチ ュアス ポーツ	1時間につき 1,350円	1時間につき 2,500円
	アマチ ュアス ポーツ 営利目的 以外	1時間につき 5,400円	1時間につき 10,000円
	アマチ ュアス ポーツ 営利目的	1時間につき 10,800円	1時間につき 20,000円

(1) 専用利用

区分	時間		午後5時～午後10時
	午前9時～正午	正午～午後5時	
競技場 入場料 金等を 徴収し ない場 合	アマチ ュアス ポーツ 一般	1時間につき 540円	1時間につき 660円
	小学生、中 学生、高齢 者	1時間につき 270円	1時間につき 330円
	障害者等	無料	無料
	アマチ ュアス ポーツ 営利目的 以外	1時間につき 2,700円	1時間につき 5,000円
入場料 金等を 徴収す る場合	アマチ ュアス ポーツ 営利目的 以外	1時間につき 5,400円	1時間につき 10,000円
	アマチ ュアス ポーツ	1時間につき 1,350円	1時間につき 2,500円
	アマチ ュアス ポーツ 営利目的 以外	1時間につき 5,400円	1時間につき 10,000円
	アマチ ュアス ポーツ 営利目的	1時間につき 10,800円	1時間につき 20,000円

会議室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
研修室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
役員室	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 300円
トレーニング室	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。</p> <p>(1) アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に100円を乗じて得た額</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に150円を乗じて得た額</p> <p>3 アマチュアスポーツ(入場料金等を徴収しない場合に限る。)で競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日等をいう。以下同じ。)の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を</p>		

会議室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
研修室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
役員室	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 300円
トレーニング室	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円	1時間につき 1,000円
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。</p> <p>(1) アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に100円を乗じて得た額</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に150円を乗じて得た額</p> <p>3 アマチュアスポーツ(入場料金等を徴収しない場合に限る。)で競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日等をいう。以下同じ。)の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を</p>		

<p>徴収する場合に限りこの表に定める額の2割増の額とする。</p>	<p>5 準備及び整理等のため、当日以外の日に競技場、会議室、研修室又は役員室を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>6 競技場の照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき27円で計算して得た額とする。</p> <p>7 会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>8 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>9 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>10 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>11 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>	<p>(2) 部分利用</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1117 224 1173 1120">区分</td> <td data-bbox="1173 224 1228 1120">時間</td> <td data-bbox="1228 224 1268 1120">午後5時～午後10時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後5時～午後10時</td> </tr> </table>	区分	時間	午後5時～午後10時		午前9時～正午	午後5時～午後10時
区分	時間	午後5時～午後10時						
	午前9時～正午	午後5時～午後10時						

<p>徴収する場合に限りこの表に定める額の2割増の額とする。</p>	<p>5 準備及び整理等のため、当日以外の日に競技場、会議室、研修室又は役員室を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>6 競技場の照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき27円で計算して得た額とする。</p> <p>7 会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>8 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>9 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>10 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>11 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>	<p>(2) 部分利用</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1117 1153 1173 2016">区分</td> <td data-bbox="1173 1153 1228 2016">時間</td> <td data-bbox="1228 1153 1268 2016">午後5時～午後10時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時～正午</td> <td>午後5時～午後10時</td> </tr> </table>	区分	時間	午後5時～午後10時		午前9時～正午	午後5時～午後10時
区分	時間	午後5時～午後10時						
	午前9時～正午	午後5時～午後10時						

競技場	2分の1の場合	一般	1時間につき 270円	1時間につき 300円	1時間につき 330円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 135円	1時間につき 150円	1時間につき 165円
		障害者等	無料	無料	無料
	3分の1の場合	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円
		障害者等	無料	無料	無料
	6分の1の場合	一般	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 45円	1時間につき 50円	1時間につき 55円
		障害者等	無料	無料	無料
	備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき27円で計算し</p>			

競技場	2分の1の場合	一般	1時間につき 270円	1時間につき 300円	1時間につき 330円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 135円	1時間につき 150円	1時間につき 165円
		障害者等	無料	無料	無料
	3分の1の場合	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円
		障害者等	無料	無料	無料
	6分の1の場合	一般	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 45円	1時間につき 50円	1時間につき 55円
		障害者等	無料	無料	無料
	備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、照明灯1灯1時間につき27円で計算し</p>			

て得た額とする。

4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(3) 個人利用

区分	利用料金
トレーニング一般	1回につき150円
室	回数券(11回分)1,500円
小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
障害者等	回数券(11回分)700円
2階トレーニングスペース	無料
一般	1回につき50円
小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
障害者等	無料

備考

て得た額とする。

4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(3) 個人利用

区分	利用料金
トレーニング一般	1回につき150円
室	回数券(11回分)1,500円
小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
障害者等	回数券(11回分)700円
2階トレーニングスペース	無料
一般	1回につき50円
小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
障害者等	無料

備考

- 1 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

- 1 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

2 鳥取市河原町総合体育館利用料金

区分	時間			
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円
	障害者等	無料	無料	無料
	半面	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円

				220円
小学生、中学生、高齢者	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	90円	100円	100円	110円
障害者等	無料	無料	無料	無料
トレーニング室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	100円	100円	100円	100円
幼児体育室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	200円	200円	200円	400円
高齢者体育室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	100円	100円	100円	100円
研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	200円	200円	200円	400円
健康相談室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	200円	200円	200円	400円

卓球場	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	100円	100円	100円
備考			100円
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)</p>			

が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

区分		金額（1時間につき）
競技場	全面	400円
	小学生、中学生、高齢者 障害者等	200円 無料
	半面	200円
	小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、
 特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受
 給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認
 定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が
 個人で利用する場合は、無料とする。

4 鳥取市稲葉山体育館使用料

区分		金額（1時間につき）
競技場	全面	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料
トレーニングルーム		100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

2 鳥取市稲葉山体育館使用料

区分		金額（1時間につき）
競技場	全面	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料
トレーニングルーム		100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

5 鳥取市城北体育館使用料

区分	時間		時
	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	1時間につき200円	1時間につき200円
	一般	円	円
	小学生、中学生、高齢者、障害者等	100円	100円
		無料	無料
ミーティングルーム	1時間につき150円	1時間につき300円	円
備考			

- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3 鳥取市城北体育館使用料

区分	時間		時
	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	1時間につき200円	1時間につき200円
	一般	円	円
	小学生、中学生、高齢者、障害者等	100円	100円
		無料	無料
ミーティングルーム	1時間につき150円	1時間につき300円	円
備考			

<ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。
---	---

<ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。
---	---

6 鳥取市美保南体育館使用料

	時間	
区分	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時

4 鳥取市美保南体育館使用料

	時間	
区分	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時

競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	200円	200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	200円	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円	100円
		障害者等	無料	無料
	トレーニングルーム		100円	100円
	ミーティングルーム		150円	300円
備考				
<ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金 				

競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	200円	200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	200円	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円	100円
		障害者等	無料	無料
	トレーニングルーム		100円	100円
	ミーティングルーム		150円	300円
備考				
<ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める 				

額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

7 鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市気高町体育館使用料

区分		金額（1時間につき）
競技場	全面	400円
	小学生、中学生、高齢者	200円
	障害者等	無料

額を切り捨てた額）とする。

- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

5 鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館使用料

区分		金額（1時間につき）
競技場	全面	400円
	小学生、中学生、高齢者	200円
	障害者等	無料

半面	一般	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあつては540円、半面使用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

半面	一般	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあつては540円、半面使用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

6 鳥取市河原町総合体育館使用料

区分	時間		午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
競技場	全面	一般	360円	400円	440円
		小学生、中学生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室	全面	一般	180円	200円	220円
		小学生、中学生、高齢者	90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
幼児体育室	全面	1時間につき	100円	100円	100円
		1時間につき	200円	200円	400円
高齢者体育室	全面	1時間につき	100円	100円	100円
		1時間につき	200円	200円	400円
研修室	全面	1時間につき	200円	200円	400円
		1時間につき	200円	200円	400円
健康相談室	全面	1時間につき	200円	200円	400円
		1時間につき	200円	200円	400円

卓球場	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	100円	100円	100円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。			
3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあつては540円、半面使用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。			
4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。			
5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。			
6 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。			
7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。			
8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人			
9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を使用す			

る場合は、無料とする。

7 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
トレーニングコーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティング室			1時間につき100円	1時間につき200円
備考				

8 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
トレーニングコーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティング室			1時間につき100円	1時間につき200円
備考				

<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあつては540円、半面使用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。</p>	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあつては540円、半面使用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。</p>
<p>9 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料</p>	<p>8 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料</p>
<p>区分</p>	<p>区分</p>
<p>金額（1時間につき）</p>	<p>金額（1時間につき）</p>

競技場	全面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料
備考			
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>			

競技場	全面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料
備考			
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>			

鳥取市プールの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>鳥取市プールの設置及び管理に関する条例 昭和 49 年 6 月 28 日 鳥取市条例第 25 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、プールの設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置及び名称)</p> <p>第 2 条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、プールを次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="906 1191 1289 1973"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市民プール</td> <td>鳥取市吉成三丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール</td> <td>鳥取市国府町町屋</td> </tr> <tr> <td>鳥取市福部町ほっとスイミングプール</td> <td>鳥取市福部町海士</td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原市民プール</td> <td>鳥取市河原町曳田</td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原町西郷プール</td> <td>鳥取市河原町牛戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可等)</p>	名称	位置	鳥取市民プール	鳥取市吉成三丁目	鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	鳥取市国府町町屋	鳥取市福部町ほっとスイミングプール	鳥取市福部町海士	鳥取市河原市民プール	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町西郷プール	鳥取市河原町牛戸	<p>鳥取市プールの設置及び管理に関する条例 昭和 49 年 6 月 28 日 鳥取市条例第 25 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、プールの設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置及び名称)</p> <p>第 2 条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、プールを次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="906 300 1289 1081"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市民プール</td> <td>鳥取市吉成三丁目</td> </tr> <tr> <td>鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール</td> <td>鳥取市国府町町屋</td> </tr> <tr> <td>鳥取市福部町ほっとスイミングプール</td> <td>鳥取市福部町海士</td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原市民プール</td> <td>鳥取市河原町曳田</td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原町西郷プール</td> <td>鳥取市河原町牛戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可等)</p>	名称	位置	鳥取市民プール	鳥取市吉成三丁目	鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	鳥取市国府町町屋	鳥取市福部町ほっとスイミングプール	鳥取市福部町海士	鳥取市河原市民プール	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町西郷プール	鳥取市河原町牛戸
名称	位置																								
鳥取市民プール	鳥取市吉成三丁目																								
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	鳥取市国府町町屋																								
鳥取市福部町ほっとスイミングプール	鳥取市福部町海士																								
鳥取市河原市民プール	鳥取市河原町曳田																								
鳥取市河原町西郷プール	鳥取市河原町牛戸																								
名称	位置																								
鳥取市民プール	鳥取市吉成三丁目																								
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	鳥取市国府町町屋																								
鳥取市福部町ほっとスイミングプール	鳥取市福部町海士																								
鳥取市河原市民プール	鳥取市河原町曳田																								
鳥取市河原町西郷プール	鳥取市河原町牛戸																								

第3条 プールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、プールの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第4条 削除

(使用の許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、プールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要が生じ

第3条 プールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、プールの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第4条 削除

(使用の許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、プールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 緊急やむを得ない事由により、市がこれを使用する必要が生じた

<p>たとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるときのほか、プールの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 7 条 使用者は、別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 8 条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第 9 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない事由により、使用を中止したとき。</p> <p>(2) 使用前に使用の取消しの申出があり、その理由が正当であると認められたとき。</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第 10 条 使用者がプールに特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第 11 条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返</p>	<p>き。</p> <p>(5) 前各号に掲げるときのほか、プールの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 7 条 使用者は、別表第 2 又は別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 8 条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第 9 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない事由により、使用を中止したとき。</p> <p>(2) 使用前に使用の取消しの申出があり、その理由が正当であると認められたとき。</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第 10 条 使用者がプールに特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第 11 条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還し</p>
--	--

還しななければならない。

(損害賠償の義務)

第 12 条 プールの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第 6 条各号(第 4 号を除く。)の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が損害を被っても、市は、賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第 13 条 使用者は、プールを許可目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(禁止行為)

第 14 条 プール構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布すること。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めること。

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し、行為の中止又はプールからの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第 15 条 鳥取市民プール、鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール及び鳥取市福部町ほっとスイミングプールの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところ

ななければならない。

(損害賠償の義務)

第 12 条 プールの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第 6 条各号(第 4 号を除く。)の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が損害を被っても、市は、賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第 13 条 使用者は、プールを許可目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(禁止行為)

第 14 条 プール構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長が承認した場合のほか、物品販売その他の営業行為を行い、広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配布すること。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めること。

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し、行為の中止又はプールからの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第 15 条 鳥取市民プール及び鳥取市福部町ほっとスイミングプールの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にプールの管理を行わなければならない。

により、適正にプールの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 16 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) プールの使用に関する業務
- (2) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、プールの管理上市長が必要と認める業務

2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 12 条第 2 項及び第 14 条の規定の適用については、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条及び第 14 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第 12 条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第 17 条 プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第 1 から別表第 3 までに定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 18 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 19 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第 16 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) プールの使用に関する業務
- (2) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、プールの管理上市長が必要と認める業務

2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 12 条第 2 項及び第 14 条の規定については、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条及び第 14 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第 17 条 プールの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第 1 又は別表第 3 に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 18 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 19 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(罰則)

第 20 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 7 条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 20 条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第 7 条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第14条関係)

鳥取市民プール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき200円 回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円 回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円 回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考

- 「1回」とは、4時間以内の利用とする。
- 1時間未満は、1時間とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日及び第3条に規定する休日を含む。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第2(第14条関係)

鳥取市国府町農村勤労センタープール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき200円 回数券(11回分)2,000円

別表第1(第17条関係)

鳥取市民プール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき200円 回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円 回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円 回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考

- 「1回」とは、4時間以内の利用とする。
- 1時間未満は、1時間とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日及び第3条に規定する休日を含む。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第2(第7条関係)

鳥取市国府町農村勤労センタープール使用料

区分		金額
個人利用	一般	1回につき200円 回数券(11回分)2,000円

	小学生	1 回につき 50 円
		回数券 (11 回分) 500 円
	中学生、高齢者	1 回につき 100 円
	障害者等、小学校就学前の者	回数券 (11 回分) 1,000 円
		無料
備考		
1 「1 回」とは、4 時間以内の利用とする。		
2 1 時間未満は、1 時間とする。		
3 「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。		
4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。		
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人		
(2) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人		
5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生 (市民に限る。) が利用する場合は、無料とする。		

別表第 3 (第 17 条関係)

鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

	小学生	1 回につき 50 円
		回数券 (11 回分) 500 円
	中学生、高齢者	1 回につき 100 円
	障害者等、小学校就学前の者	回数券 (11 回分) 1,000 円
		無料
備考		
1 「1 回」とは、4 時間以内の利用とする。		
2 1 時間未満は、1 時間とする。		
3 「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。		
4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。		
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人		
(4) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人		
5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生 (市民に限る。) が使用する場合は、無料とする。		

別表第 3 (第 17 条関係)

鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1 回につき 400 円
		回数券 (11 回分) 3,000 円
	小学生	1 回につき 100 円
		回数券 (11 回分) 750 円
	中学生、高齢者	1 回につき 200 円
		回数券 (11 回分) 1,500 円
水泳教室	障害者等、小学校就学前の者	無料
	入会金	1 人につき 2,000 円
通年会員	会費	1 月につき 9,000 円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
	一般	1 年につき 15,000 円
半年会員	小学生	1 年につき 3,750 円
	中学生、高齢者	1 年につき 7,500 円
半年会員	一般	6 月につき 9,000 円
	小学生	6 月につき 2,250 円
	中学生、高齢	6 月につき 4,500 円
備考	<p>「1 回」とは、4 時間以内の利用とする。</p> <p>1 1 時間未満は、1 時間とする。</p> <p>3 「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。</p> <p>4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人の付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。</p>	

区分		利用料金
個人利用	一般	1 回につき 400 円
		回数券 (11 回分) 3,000 円
	小学生	1 回につき 100 円
		回数券 (11 回分) 750 円
	中学生、高齢者	1 回につき 200 円
		回数券 (11 回分) 1,500 円
水泳教室	障害者等、小学校就学前の者	無料
	入会金	1 人につき 2,000 円
通年会員	会費	1 月につき 9,000 円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
	一般	1 年につき 15,000 円
半年会員	小学生	1 年につき 3,750 円
	中学生、高齢者	1 年につき 7,500 円
半年会員	一般	6 月につき 9,000 円
	小学生	6 月につき 2,250 円
	中学生、高齢	6 月につき 4,500 円
備考	<p>「1 回」とは、4 時間以内の利用とする。</p> <p>2 1 時間未満は、1 時間とする。</p> <p>3 「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。</p> <p>4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人の付添人</p> <p>(4) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。</p>	

別表第4(第7条関係)

鳥取市河原市民プール使用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき200円 回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円 回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円 回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
備考		
1 「1回」とは、4時間以内の利用とする。		
2 1時間未満は、1時間とする。		
3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。		
4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。		
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人		
(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人		
5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。		

別表第4(第7条関係)

鳥取市河原市民プール使用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき200円 回数券(11回分)2,000円
	小学生	1回につき50円 回数券(11回分)500円
	中学生、高齢者	1回につき100円 回数券(11回分)1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
備考		
1 「1回」とは、4時間以内の利用とする。		
2 1時間未満は、1時間とする。		
3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。		
4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。		
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人		
(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人		
5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。		

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和55年4月1日 鳥取市条例第2号</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第5条 テニスコートの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第6条～第13条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条 鳥取市千代テニスコート、鳥取市城北テニスコート、鳥取市気高町籠見台テニスコート及び鳥取市青谷町グラウンドテニスコートの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（指定管理者の業務の範囲）</p> <p>第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（1） テニスコートの使用に関する業務</p> <p>（2） テニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、テニスコートの管理上市長が必要と認</p>	<p>鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例</p> <p>昭和55年4月1日 鳥取市条例第2号</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第5条 テニスコートの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3から別表第4までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第6条～第13条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条 鳥取市千代テニスコート及び鳥取市城北テニスコートの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（指定管理者の業務の範囲）</p> <p>第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（1） テニスコートの使用に関する業務</p> <p>（2） テニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、テニスコートの管理上市長が必要と認</p>

める業務

- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第7条、第10条、第12条第2項及び第13条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第7条、第10条及び第13条第2項中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 テニスコートの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1、別表第2、別表第4又は別表第5に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2(略)

第17条～第20条(略)

附則(略)

別表第1～別表第2(略)

別表第3(第5条関係)

鳥取市福部町テニスコート使用料

区分	金額(1面1時間につき)
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

める業務

- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第7条、第10条、第12条第2項及び第13条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第7条、第10条及び第13条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 テニスコートの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2(略)

第17条～第20条(略)

附則(略)

別表第1～別表第2(略)

別表第3(第5条関係)

鳥取市福部町テニスコート・鳥取市青谷町グラウンドテニスコート

使用料

区分	金額(1面1時間につき)
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。 <p>別表第4（第16条関係）</p> <p>鳥取市気高町龍見台テニスコート利用料金</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間未満は、1時間とする。 2 照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯者福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。 <p>別表第4（第5条関係）</p> <p>鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料</p>
---	---

区分	利用料金（1面1時間につき）
一般	400円
小学生、中学生、高齢者	200円
障害者等	無料
備考	
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。</p>	

別表第5（第16条関係）

鳥取市青谷町グラウンドテニスコート利用料金

区分	金額（1面1時間につき）
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

区分	金額（1面1時間につき）
一般	400円
小学生、中学生、高齢者	200円
障害者等	無料
備考	
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>	

備考	<p>1 <u>1時間未満は、1時間とする。</u></p> <p>2 <u>照明設備の利用料金は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。</u></p> <p>3 <u>「高齢者」とは、6.5歳以上の者をいう。</u></p> <p>4 <u>「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</u></p> <p>5 <u>日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。</u></p>
----	---

鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例 昭和 59 年 10 月 1 日 鳥取市条例第 22 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、海洋センターの設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置及び名称)</p> <p>第 2 条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、鳥取市海洋センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="890 1153 1181 2049"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市三津</td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市佐治町加茂</td> </tr> <tr> <td>鳥取市気高町 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市気高町浜村</td> </tr> <tr> <td>鳥取市鹿野町 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市鹿野町今市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 3 条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p>	名称	位置	鳥取市 B & G 海洋センター	鳥取市三津	鳥取市佐治町 B & G 海洋センター	鳥取市佐治町加茂	鳥取市気高町 B & G 海洋センター	鳥取市気高町浜村	鳥取市鹿野町 B & G 海洋センター	鳥取市鹿野町今市	<p>鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例 昭和 59 年 10 月 1 日 鳥取市条例第 22 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 及び第 2 2 8 条第 1 項の規定に基づき、海洋センターの設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置及び名称)</p> <p>第 2 条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、鳥取市海洋センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="890 235 1181 1120"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市三津</td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市佐治町加茂</td> </tr> <tr> <td>鳥取市気高町 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市気高町浜村</td> </tr> <tr> <td>鳥取市鹿野町 B & G 海洋センター</td> <td>鳥取市鹿野町今市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市 B & G 海洋センター	鳥取市三津	鳥取市佐治町 B & G 海洋センター	鳥取市佐治町加茂	鳥取市気高町 B & G 海洋センター	鳥取市気高町浜村	鳥取市鹿野町 B & G 海洋センター	鳥取市鹿野町今市
名称	位置																				
鳥取市 B & G 海洋センター	鳥取市三津																				
鳥取市佐治町 B & G 海洋センター	鳥取市佐治町加茂																				
鳥取市気高町 B & G 海洋センター	鳥取市気高町浜村																				
鳥取市鹿野町 B & G 海洋センター	鳥取市鹿野町今市																				
名称	位置																				
鳥取市 B & G 海洋センター	鳥取市三津																				
鳥取市佐治町 B & G 海洋センター	鳥取市佐治町加茂																				
鳥取市気高町 B & G 海洋センター	鳥取市気高町浜村																				
鳥取市鹿野町 B & G 海洋センター	鳥取市鹿野町今市																				

<p>2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にセンターの管理を行わなければならない。 (指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) センターの使用に関する業務</p> <p>(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必要と認める業務</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第5条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、センターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> <p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。</p>	<p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、センターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。</p>
---	--

<p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認めるとき。 (利用料金)</p> <p>第7条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、<u>利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p>	<p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認めるとき。 (使用料)</p> <p>第5条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2又は別表第3に定める使用料を納付しなければならぬ。</p> <p>2 前項の使用料は、<u>前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、<u>公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、<u>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p>
--	---

<p>(3) <u>利用の許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるときのほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。</p> <p>(<u>利用料金の不返還</u>)</p> <p><u>第 1 0 条</u> 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、<u>既納の利用料金の全部又は一部を返還</u>することができる。</p> <p>(<u>目的外利用等の禁止</u>)</p> <p><u>第 1 1 条</u> <u>利用者</u>は、センターを許可に係る利用目的以外に利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(<u>設備等の制限</u>)</p> <p><u>第 1 2 条</u> <u>利用者</u>は、センターに特別な設備等を設けようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>原状回復の義務</u>)</p> <p><u>第 1 3 条</u> <u>利用者</u>は、センターの使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(<u>損害賠償</u>)</p>	<p>(3) <u>使用の許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるときのほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。</p> <p>(<u>使用料の不返還</u>)</p> <p><u>第 8 条</u> 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、<u>既納の使用料の全部又は一部を返還</u>することができる。</p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。</u></p> <p>(2) <u>使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたととき。</u></p> <p>(<u>目的外使用等の禁止</u>)</p> <p><u>第 9 条</u> <u>使用者</u>は、センターを許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(<u>設備等の制限</u>)</p> <p><u>第 1 0 条</u> <u>使用者</u>は、センターに特別な設備等を設けようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>原状回復の義務</u>)</p> <p><u>第 1 1 条</u> <u>使用者</u>は、センターの使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(<u>損害賠償</u>)</p>
--	---

<p><u>第14条</u> センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 <u>第7条</u>の規定に基づく<u>利用の許可</u>の取消し等によって利用者 が被った損害については、<u>市及び指定管理者</u>は賠償の責めを負わない。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第15条</u> センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はセンターからの退去を命ずることができる。</p> <p>(職員の入入り)</p>	<p><u>第12条</u> センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 <u>第7条</u>の規定に基づく<u>使用の許可</u>の取消し等によって使用者 が被った損害については、<u>市</u>は賠償の責めを負わない。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第13条</u> センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はセンターからの退去を命ずることができる。</p> <p>(職員の入入り)</p>
--	--

<p><u>第16条</u> <u>利用者</u>は、<u>センター</u>を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</p>	<p><u>第14条</u> <u>使用者</u>は、<u>センター</u>を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。 <u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第15条</u> <u>鳥取市B&G海洋センター</u>の管理は、<u>法人</u>その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「<u>指定管理者</u>」という。)に行わせる。</p> <p><u>2</u> <u>指定管理者</u>は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、<u>適正にセンターの管理を行わなければならない。</u> <u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>指定管理者</u>が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>センターの使用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必 要と認める業務</u></p> <p><u>2</u> <u>前条</u>第1項の規定により<u>指定管理者</u>に管理を行わせる場合の<u>第3条、第4条、第7条、第10条、第12条第2項及び第13条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第7条、第10条及び第13条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(利用料金)</u></p>
--	--

<p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p>	<p>第17条 センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第18条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の不返還)</p> <p>第19条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料金の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	---

別表第1（第7条関係）

（本表…全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号〕）

1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

（1）専用利用

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
体育館	競技 全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高年齢者	円	円
		障害者等	無料	無料
		一般	1時間につき200円	1時間につき200円
武道館	全面	小学生、中学生、高年齢者	円	円
		障害者等	無料	無料
	ミーティングルーム	一般	1時間につき200円	1時間につき400円
		一般	1時間につき400円	1時間につき400円
	小学生、中学生	円	円	

別表第1（第17条関係）

（本表…全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号〕）

1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

（1）専用利用

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
体育館	競技 全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高年齢者	円	円
	半面	障害者等	無料	無料
		一般	1時間につき200円	1時間につき200円
武道館	全面	小学生、中学生、高年齢者	円	円
		障害者等	無料	無料
	ミーティングルーム	一般	1時間につき200円	1時間につき400円
		一般	1時間につき400円	1時間につき400円
	小学生、中学生	円	円	

	学生、高齢者	円
	障害者等	無料
半面	一般	1時間につき200円 1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者	100円 100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

	学生、高齢者	円
	障害者等	無料
半面	一般	1時間につき200円 1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者	100円 100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用

区分	利用料金
体育館（競一般）	1回につき50円
体育館（競小学生、中学生、高齢者）	1回につき20円
障害者等	無料
武道館（競一般）	1回につき50円
武道館（競小学生、中学生、高齢者）	1回につき20円
障害者等	無料
プール（競一般）	1回につき200円
プール（競回数券（11回分））	2,000円
小学生	1回につき50円
	回数券（11回分）500円
中学生、高齢者	1回につき100円
障害者等、小学校就学前の者	回数券（11回分）1,000円
	無料

備考

- 「1回」とは、体育館（競技場）及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては4時間以内の利用とする。
- 体育館（競技場）の照明設備の利用料金は、1時間につき270

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

(2) 個人利用

区分	利用料金
体育館（競一般）	1回につき50円
体育館（競小学生、中学生、高齢者）	1回につき20円
障害者等	無料
武道館（競一般）	1回につき50円
武道館（競小学生、中学生、高齢者）	1回につき20円
障害者等	無料
プール（競一般）	1回につき200円
プール（競回数券（11回分））	2,000円
小学生	1回につき50円
	回数券（11回分）500円
中学生、高齢者	1回につき100円
障害者等、小学校就学前の者	回数券（11回分）1,000円
	無料

備考

- 「1回」とは、体育館（競技場）及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては4時間以内の利用とする。
- 体育館（競技場）の照明設備の利用料金は、1時間につき270

円で計算して得た額とする。

3 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき130円で計算して得た額とする。

4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

7 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日）をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金（1艇1時間につき）
カヌー	200円
カッター	500円
0・Pヨット	200円
12Fヨット	300円

備考 1時間未満は、1時間とする。

別表第2（第7条関係）

（本表…全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号〕）

円で計算して得た額とする。

3 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき130円で計算して得た額とする。

4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

7 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日）をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金（1艇1時間につき）
カヌー	200円
カッター	500円
0・Pヨット	200円
12Fヨット	300円

備考 1時間未満は、1時間とする。

別表第2（第5条関係）

（本表…全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号〕）

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金

区分		時間	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円
		障害者等	無料
半面	一般		1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者		1時間につき100円
	障害者等		無料
ミーティングルーム			1時間につき200円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等使用料

区分		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
半面	一般		1時間につき200円	1時間につき200円
	小学生、中学生、高齢者		1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等		無料	無料
ミーティングルーム			1時間につき200円	1時間につき400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

2 鳥取市佐治町B&G海洋センター・鳥取市気高町B&G海洋センター
 ーブル・鳥取市鹿野町B&G海洋センターーブル 利用料金

区分		金額
個人使用	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
	回数券（11回分）1,000円	無料
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考

- 1 「1回」とは、4時間以内の利用とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

2 鳥取市佐治町B&G海洋センターーブル使用料

区分		金額
個人使用	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
	回数券（11回分）1,000円	無料
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考

- 1 「1回」とは、4時間以内の使用とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第3（第5条関係）

（本表…全部改正〔平成24年条例32号〕）

鳥取市気高町B&G海洋センター・鳥取市鹿野町B&G海洋センター
 プール使用料

区分	金額
個人使用	
一般	1回につき200円
	回数券（11回分）2,000円
小学生	1回につき50円
	回数券（11回分）500円
中学生、高齢者	1回につき100円
	回数券（11回分）1,000円
障害者等、小学校就学前の者	無料

備考

- 1 「1回」とは、4時間以内の使用とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２） 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４ 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第111号）新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第111号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的運動広場の設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 農林漁業者等の健康と福祉の増進、コミュニティの形成を図り、地域社会の発展に寄与するため、鳥取市多目的運動広場（以下「運動広場」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1007 1122 1302 2011"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市佐治町多目的運動広場</td> <td>鳥取市佐治町大井</td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町多目的広場</td> <td>鳥取市佐治町高山</td> </tr> <tr> <td>鳥取市気高町運動広場</td> <td>鳥取市気高町浜村</td> </tr> <tr> <td>鳥取市鹿野町運動広場</td> <td>鳥取市鹿野町鹿野</td> </tr> <tr> <td>鳥取市青谷町農村広場</td> <td>鳥取市青谷町青谷</td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用の許可等）</p>	名称	位置	鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井	鳥取市佐治町多目的広場	鳥取市佐治町高山	鳥取市気高町運動広場	鳥取市気高町浜村	鳥取市鹿野町運動広場	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市青谷町農村広場	鳥取市青谷町青谷	<p>鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第111号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的運動広場の設置及び管理並びに使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 農林漁業者等の健康と福祉の増進、コミュニティの形成を図り、地域社会の発展に寄与するため、鳥取市多目的運動広場（以下「運動広場」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1007 230 1302 1122"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市佐治町多目的運動広場</td> <td>鳥取市佐治町大井</td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町多目的広場</td> <td>鳥取市佐治町高山</td> </tr> <tr> <td>鳥取市気高町運動広場</td> <td>鳥取市気高町浜村</td> </tr> <tr> <td>鳥取市鹿野町運動広場</td> <td>鳥取市鹿野町鹿野</td> </tr> <tr> <td>鳥取市青谷町農村広場</td> <td>鳥取市青谷町青谷</td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用の許可等）</p>	名称	位置	鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井	鳥取市佐治町多目的広場	鳥取市佐治町高山	鳥取市気高町運動広場	鳥取市気高町浜村	鳥取市鹿野町運動広場	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市青谷町農村広場	鳥取市青谷町青谷
名称	位置																								
鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井																								
鳥取市佐治町多目的広場	鳥取市佐治町高山																								
鳥取市気高町運動広場	鳥取市気高町浜村																								
鳥取市鹿野町運動広場	鳥取市鹿野町鹿野																								
鳥取市青谷町農村広場	鳥取市青谷町青谷																								
名称	位置																								
鳥取市佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井																								
鳥取市佐治町多目的広場	鳥取市佐治町高山																								
鳥取市気高町運動広場	鳥取市気高町浜村																								
鳥取市鹿野町運動広場	鳥取市鹿野町鹿野																								
鳥取市青谷町農村広場	鳥取市青谷町青谷																								

第3条 運動広場のうち、別表第1から別表第5までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、運動広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 運動広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納す

第3条 運動広場のうち、別表第1から別表第5までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、運動広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 運動広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第5までに定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納す

ることができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。

(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、運動広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

ることができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。

(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、運動広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(行為の制限等)

第10条 運動広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為

(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は運動広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しななければならない。

(損害賠償)

第12条 運動広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しななければならない。

2 第9条の規定に基づき使用の許可の取消し等によって使用者が被つ

(4) 前3号に掲げるときのほか、運動広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(行為の制限等)

第10条 運動広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為

(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は運動広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しななければならない。

(損害賠償)

第12条 運動広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しななければならない。

2 第9条の規定に基づき使用の許可の取消し等によって使用者が被つ

た損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、運動広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市佐治町運動広場、鳥取市気高町運動広場、鳥取市鹿野町運動広場及び鳥取市青谷町農村広場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に運動広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 運動広場の利用に関する業務

(2) 運動広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動広場の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条の規定の適用については、第3条、第4条、第10条第2項及び第12条第1項の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

た損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、運動広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(利用料金)

第16条 運動広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1、別表第3、別表第4又は別表第5に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(罰則)

第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条、第16条関係）

鳥取市佐治町多目的運動広場利用料金

区分		利用料金（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者 障害者等	150円 無料
	テニスコート	200円
ト	小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 グラウンドの照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
- 3 テニスコートの照明設備の利用料金は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年

別表第1（第3条、第5条関係）

鳥取市佐治町多目的運動広場使用料

区分		金額（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者 障害者等	150円 無料
	テニスコート	200円
ト	小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 グラウンドの照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
- 3 テニスコートの照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年

法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。

別表第2(第3条、第5条関係)

鳥取市佐治町多目的広場使用料

区分	金額(1時間につき)
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第3(第3条、第16条関係)

鳥取市気高町運動広場利用料金

法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第2(第3条、第5条関係)

鳥取市佐治町多目的広場使用料

区分	金額(1時間につき)
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第3(第3条、第5条関係)

鳥取市気高町運動広場使用料

区分	金額（1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料
備考	
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。</p> <p>3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>	

別表第4（第3条、第5条関係）

鳥取市鹿野町運動広場使用料

区分	金額（1時間につき）
グラウンド一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円

区分	利用料金（1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料
備考	
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。</p> <p>3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。</p>	

別表第4（第3条、第16条関係）

鳥取市鹿野町運動広場利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
グラウンド一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円

	障害者等	無料
テニスコート	一般	200円
ト	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする

別表第5（第3条、第16条関係）
鳥取市青谷町農村広場利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
区分	金額（1時間につき）

	障害者等	無料
テニスコート	一般	200円
ト	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 グラウンドの照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
- 3 テニスコートの照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第5（第3条、第5条関係）
鳥取市青谷町農村広場使用料金

区分	金額（1時間につき）
区分	金額（1時間につき）

一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料
備考	
1	1時間未満は、1時間とする。
2	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
3	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料
備考	
1	1時間未満は、1時間とする。
2	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
3	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4	日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。

鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第120号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第120号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 農林漁業者の保健体育の向上と地域連帯感の醸成を図るため、鳥取市農林漁業者トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1054 1111 1340 2013"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市気高町農業者トレーニングセンター</td> <td>鳥取市気高町浜村</td> </tr> <tr> <td>鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター</td> <td>鳥取市鹿野町鹿野</td> </tr> <tr> <td>鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター</td> <td>鳥取市青谷町露谷</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市気高町浜村	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	鳥取市青谷町露谷	<p>鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第120号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理並びに使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 農林漁業者の保健体育の向上と地域連帯感の醸成を図るため、鳥取市農林漁業者トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1054 230 1340 1111"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市気高町農業者トレーニングセンター</td> <td>鳥取市気高町浜村</td> </tr> <tr> <td>鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター</td> <td>鳥取市鹿野町鹿野</td> </tr> <tr> <td>鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター</td> <td>鳥取市青谷町露谷</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市気高町浜村	鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	鳥取市青谷町露谷
名称	位置																
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市気高町浜村																
鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野																
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	鳥取市青谷町露谷																
名称	位置																
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター	鳥取市気高町浜村																
鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター	鳥取市鹿野町鹿野																
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター	鳥取市青谷町露谷																

<p>ンター</p>	<p>ンター</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第3条</u> <u>トレーニングセンターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にトレーニングセンターの管理を行わなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p><u>第4条</u> <u>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>トレーニングセンターの利用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上市長が必要と認める業務</u></p> <p>(利用の許可等)</p> <p><u>第5条</u> <u>トレーニングセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可に、トレーニングセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</u></p> <p>(利用の許可の基準)</p> <p><u>第6条</u> <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニングセンターの利用を許可しないものとする。</u></p>	<p>(使用の許可等)</p> <p><u>第3条</u> <u>トレーニングセンターのうち、別表第1から別表第3までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、トレーニングセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</u></p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p><u>第4条</u> <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニングセンターの使用を許可しないものとする。</u></p>

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認めるとき。
(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(利用料金)

第7条 トレーニングセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で、

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認めるとき。
(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第5条 トレーニングセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならぬ。
2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。
(本条…一部改正〔平成24年条例32号〕)

<p>あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。</p> <p><u>2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</u></p> <p>(<u>利用料金の減免</u>)</p> <p><u>第8条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(<u>利用料金の不返還</u>)</p> <p><u>第9条</u> 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(<u>目的外利用等の禁止</u>)</p> <p><u>第10条</u> 利用者は、トレーニンゲセンサーを許可に係る利用目的以外に利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(<u>利用の許可の取消し等</u>)</p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニンゲセンサーの利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>	<p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(<u>使用料の不返還</u>)</p> <p><u>第7条</u> 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。</u></p> <p>(2) <u>使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。</u></p> <p>(<u>目的外使用等の禁止</u>)</p> <p><u>第8条</u> 使用者は、トレーニンゲセンサーを許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(<u>使用の許可の取消し等</u>)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニンゲセンサーの使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>
---	--

<p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。</p> <p>(行為の制限等)</p>	<p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、トレーニングセンターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。</p> <p>(行為の制限等)</p>
<p>第10条 トレーニングセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はトレーニングセンターからの退去を命ずることができ</p> <p>る。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p>	<p>第12条 トレーニングセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はトレーニングセンターからの退去を命ずることができ</p> <p>る。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p>

<p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> <u>トレーニングセンターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第11条の規定に基づく利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(物品販売等の制限)</p> <p><u>第15条</u> <u>トレーニングセンター及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) <u>物品の販売その他これに類する行為</u></p> <p>(2) <u>寄附の募集</u></p> <p>(3) <u>宣伝その他これに類する行為</u></p> <p>(4) <u>広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札その他これらに類するものの設置</u></p> <p>(職員の入入り)</p> <p><u>第16条</u> <u>利用者は、トレーニングセンターを管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</u></p>	<p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> <u>トレーニングセンターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(職員の入入り)</p> <p><u>第13条</u> <u>使用者は、トレーニングセンターを管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第14条</u> <u>市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</u></p>

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第17条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条、第5条関係)

別表第1(第5条、第7条関係)

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金

区分	時間		午後5時～午後10時
	午前9時～正午	正午～午後5時	
競技場	全面	一般	1時間につき 440円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 220円
		障害者等	無料
	半面	一般	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 110円
		障害者等	無料
トレーニング室	全面	一般	1時間につき 440円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 220円
		障害者等	無料
	半面	一般	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 110円
		障害者等	無料
研修室	全面	一般	1時間につき 440円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 220円
		障害者等	無料
	半面	一般	1時間につき 220円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 110円
		障害者等	無料

	300円	300円	300円	600円	300円	300円	600円	
健康管理室	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 300円	1時間につき 150円	1時間につき 150円	1時間につき 300円	
備考	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、<u>全面利用の場合</u>にあつては540円、<u>半面利用の場合</u>にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>				<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。</p> <p>3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、<u>全面使用の場合</u>にあつては540円、<u>半面使用の場合</u>にあつては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>6 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>			

9 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2（第3条、第5条関係）
 （本表...全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号・28年19号〕）
 鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分	時間		料金
	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
半面	一般	1時間につき200円	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円	100円
	障害者等	無料	無料
和研修室（全部）			1時間につき500円

9 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2（第5条、第7条関係）
 （本表...全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号・28年19号〕）
 鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分	時間		料金
	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時	
競技場	全面	一般	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
半面	一般	1時間につき200円	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円	100円
	障害者等	無料	無料
和研修室（全部）			1時間につき500円

和研修室（一部）	円	円	1時間につき250円	1時間につき500円
洋研修室	円	円	1時間につき500円	1時間につき1,000円
会議室	円	円	1時間につき200円	1時間につき400円
生活改善室	円	円	1時間につき300円	1時間につき600円
備考				
1	1 1時間未満は、1時間とする。			
2	2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
3	3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、 <u>全面利用の場合</u> にあつては540円、 <u>半面利用の場合</u> にあつては270円で計算して得た額とする。			
4	4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
5	5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。			
6	6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。			
7	7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。			

和研修室（一部）	円	円	1時間につき250円	1時間につき500円
洋研修室	円	円	1時間につき500円	1時間につき1,000円
会議室	円	円	1時間につき200円	1時間につき400円
生活改善室	円	円	1時間につき300円	1時間につき600円
備考				
1	1 1時間未満は、1時間とする。			
2	2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。			
3	3 競技場の照明設備の使用料金は、1時間につき、 <u>全面使用の場合</u> にあつては540円、 <u>半面使用の場合</u> にあつては270円で計算して得た額とする。			
4	4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の使用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
5	5 附属設備等の使用料金は、規則で定める額とする。			
6	6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。			
7	7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。			

<p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。</p>	
2 トレーニング室	
区分	金額（1人当たり）
一般	1回につき150円
	回数券（11回分）1,500円
小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
障害者等	回数券（11回分）700円
備考	無料
<p>1 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定</p>	

<p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。</p>	
2 トレーニング室	
区分	金額（1人当たり）
一般	1回につき150円
	回数券（11回分）1,500円
小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
障害者等	回数券（11回分）700円
備考	無料
<p>1 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定</p>	

された者及びその付添人
 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第3(第5条、第7条関係)

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金

区分	時間	午前9時～		正午～		午後5時～	
		午後9時	正午	午後5時	午後5時	午後10時	午後10時
競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	1時間につき 440円
	一般	1時間につき 180円	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	1時間につき 220円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	1時間につき 220円
	障害者等	無料	無料	無料	無料	無料	無料
トレーニング室	全面	1時間につき 180円	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	1時間につき 220円
	一般	1時間につき 90円	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	1時間につき 110円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	1時間につき 110円
	障害者等	無料	無料	無料	無料	無料	無料
トレーニング室		1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額

された者及びその付添人
 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

別表第3(第3条、第5条関係)

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

区分	時間	午前9時～		正午～		午後5時～	
		午後9時	正午	午後5時	午後5時	午後10時	午後10時
競技場	全面	1時間につき 360円	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	1時間につき 440円
	一般	1時間につき 180円	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	1時間につき 220円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	1時間につき 220円
	障害者等	無料	無料	無料	無料	無料	無料
トレーニング室	全面	1時間につき 180円	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	1時間につき 220円
	一般	1時間につき 90円	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	1時間につき 110円
	小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	1時間につき 110円
	障害者等	無料	無料	無料	無料	無料	無料
トレーニング室		1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の

<p>(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 照明設備の利用料金は、1時間につき、<u>全面利用</u>の場合にあっては540円、<u>半面利用</u>の場合にあっては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。</p>	<p>額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 照明設備の使用料は、1時間につき、<u>全面使用</u>の場合にあっては540円、<u>半面使用</u>の場合にあっては270円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。</p>
--	---

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第145号）新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第145号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1010 1122 1345 2011"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市国府町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市国府町庁</td> </tr> <tr> <td>鳥取市福部町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市福部町細川</td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市河原町渡一木</td> </tr> <tr> <td>鳥取市用瀬町民会館</td> <td>鳥取市用瀬町別府</td> </tr> <tr> <td>鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター</td> <td>鳥取市用瀬町用瀬</td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市佐治町加瀬木</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川	鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木	鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府	鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬	鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木	<p>鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第145号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理並びに使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1010 228 1345 1122"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市国府町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市国府町庁</td> </tr> <tr> <td>鳥取市福部町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市福部町細川</td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市河原町渡一木</td> </tr> <tr> <td>鳥取市用瀬町民会館</td> <td>鳥取市用瀬町別府</td> </tr> <tr> <td>鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター</td> <td>鳥取市用瀬町用瀬</td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市佐治町加瀬木</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川	鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木	鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府	鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬	鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木
名称	位置																												
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁																												
鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川																												
鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木																												
鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府																												
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬																												
鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木																												
名称	位置																												
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁																												
鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川																												
鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木																												
鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府																												
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬																												
鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木																												

鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際
鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜村
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮方
鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所
鳥取市青谷町コミュニティセンター	鳥取市青谷町青谷
(使用の許可等)	
第3条 コミュニティ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、コミュニティ施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。	
(使用の許可の基準)	
第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を許可しないものとする。	
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。	
(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。	
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。	
鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際
鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜村
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮方
鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所
鳥取市青谷町コミュニティセンター	鳥取市青谷町青谷
(使用の許可等)	
第3条 コミュニティ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、コミュニティ施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。	
(使用の許可の基準)	
第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を許可しないものとする。	
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。	
(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。	
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。	

<p>(4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。</p> <p>(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、コミュニティ施設を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	<p>(4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1又は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。</p> <p>(2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、コミュニティ施設を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>
---	---

<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 コミュニティ施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、コミュニティ施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 コミュニティ施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行</p>
--	--

為の中止又はコミュニティ施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しななければならない。

(損害賠償)

第12条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第9条の規定に基づき使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、コミュニティ施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市国府町コミュニティセンター(以下「国府町コミュニティ施設」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に国府町コミュニティ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国府町コミュニティ施設の利用に関する業務
- (2) 国府町コミュニティ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

為の中止又はコミュニティ施設からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しななければならない。

(損害賠償)

第12条 コミュニティ施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第9条の規定に基づき使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、コミュニティ施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、国府町コミュニティ施設の管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条、第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条、第10条の規定中「コミュニティ施設」とあるのは、「国府町コミュニティ施設」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 国府町コミュニティ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第3に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(罰則)

第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、

(罰則)

第14条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、

- 5万円とする。)以下の過料を科することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬コミュニティセンター設置条例(昭和60年用瀬町条例第21号)、尾瀬地区コミュニティ施設設置及び管理に関する条例(平成15年佐治村条例第4号)又は鹿野町地区コミュニティ施設設置及び管理に関する条例(平成13年鹿野町条例第18号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第35号)

- 5万円とする。)以下の過料を科することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬コミュニティセンター設置条例(昭和60年用瀬町条例第21号)、尾瀬地区コミュニティ施設設置及び管理に関する条例(平成15年佐治村条例第4号)又は鹿野町地区コミュニティ施設設置及び管理に関する条例(平成13年鹿野町条例第18号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第93号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第35号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第42号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

施設名	区分	金額（1時間につき）
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	屋内運動場	250円
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	教室棟	1部屋につき150円

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第42号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

施設名	区分	金額（1時間につき）
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	屋内運動場	250円
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	教室棟	1部屋につき150円

別表第2（第5条関係）

（本表...追加〔平成28年条例23号〕）

施設名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時	
鳥取市福部町 コミュニテイ センター	講堂	1時間につき 1,500円	1時間につき 3,000円	
	研修室(1)(2)、IT 講習室	1時間につき 150円	1時間につき 300円	
	調理室、研修室(3)	1時間につき 300円	1時間につき 600円	
	親子サロン、ロビー	1時間につき 100円	1時間につき 200円	

別表第2（第5条関係）

（本表...追加〔平成28年条例23号〕）

施設名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
鳥取市国府町 コミュニテイ センター	多目的ホール	1時間につき 2,500円	1時間につき 5,000円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	視聴覚室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	食生活改善室、研修室 (1)	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	児童室、研修室(2)(3) (4)	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	講堂	1時間につき	1時間につき
	コミュニテイ	1,500円	3,000円
	研修室(1)(2)、IT 講習室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	調理室、研修室(3)	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	親子サロン、ロビー	1時間につき 100円	1時間につき 200円

	会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市河原町 コミュニティ センター	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円
	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	会議室（和室）、第1研 修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	小会議室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市河原町 コミュニティ センター	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円
	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	会議室（和室）、第1研 修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	小会議室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
鳥取市用瀬町 民会館	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	小会議室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室（和室）、第1研 修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円

鳥取市佐治町 コミュニティ センター	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室、講義室、視聴 覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	中研修室、児童室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1研修室、第2研修室、 茶室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	大研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	大会議室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	第1会議室、第2会議室、 第3会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	和室、ふれあい室、視聴 覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	多目的ホール（控室含 む。）	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
鳥取市青谷町 コミュニティ センター	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1会議室、第2会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円

第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増の額とする。</p> <p>3 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>4 調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>		

第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増の額とする。</p> <p>3 鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために使用する場合は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>4 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。</p> <p>5 調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。</p> <p>6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>		

別表第3（第16条関係）

施設名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
鳥取市国府町 コミュニティ センター	多目的ホール	1時間につき 2,500円	1時間につき 5,000円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	視聴覚室	1時間につき	1時間につき

	500円	1,000円
食生活改善室、研修室	1時間につき	1時間につき
(1)	300円	600円
児童室、研修室(2)(3)	1時間につき	1時間につき
(4)	200円	400円
第3会議室	1時間につき	1時間につき
	200円	400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 営利目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。
- 3 鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 4 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。
- 6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第150号）新旧対照表

改正後		改正前	
<p>鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第150号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）を次のとおり設置する。</p>		<p>鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第150号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理並びに使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（設置及び名称）</p> <p>第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）を次のとおり設置する。</p>	
名称	位置	名称	位置
鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月	鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月
鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文	鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文
鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本	鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原	鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原
鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋	鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋
鳥取市国府町美敷運動場	鳥取市国府町美敷	鳥取市国府町美敷運動場	鳥取市国府町美敷
鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟	鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟
鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡	鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡
鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生	鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生
鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺	鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺

鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水	鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水
鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海士	鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海士
鳥取市河原町屋内ゲートボール場	鳥取市河原町在實	鳥取市河原町屋内ゲートボール場	鳥取市河原町在實
鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷	鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷
鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田	鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬	鳥取市河原町河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬
鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手	鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手
鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原	鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原
鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常	鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常
鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩
鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原	鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原
鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住	鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住
鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡	鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡
鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋	鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻	鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根	鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町興崎	鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町興崎
鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷	鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田	鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田
(使用の許可等)		(使用の許可等)	
<p>第3条 別表に掲げる広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、別表に掲げる広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p>			
<p>第3条 別表に掲げる広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、別表に掲げる広場の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。</p>			

<p>(使用の許可の基準)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1項の表又は第3項の表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場の使用を中止した場合又は特に市長が返還することとを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p>	<p>(使用の許可の基準)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場の使用を中止した場合又は特に市長が返還することとを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p>
---	---

<p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は広場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害</p>	<p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為</p> <p>(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為</p> <p>(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は広場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害</p>
---	---

<p>については、市は賠償の責めを負わない。 (職員の立入り)</p> <p>第13条 使用者は、広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。 (指定管理者による管理)</p> <p><u>第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「グラウンド」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にグラウンドの管理を行わなければならない。</u> (指定管理者の業務の範囲)</p> <p><u>第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) グラウンドの利用に関する業務 (2) グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上市長が必要と認める業務</p> <p><u>2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第11条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。</u> (利用料金)</p> <p><u>第16条 グラウンドの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。</u></p> <p><u>2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p>	<p>については、市は賠償の責めを負わない。 (職員の立入り)</p> <p>第13条 使用者は、広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。</p>
--	--

<p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第17条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(利用料金の不返還)</u></p> <p><u>第18条</u> 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。</p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第19条</u> 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年国府町条例第7号) 国府町地区運動場の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第15号) 国府町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号) 福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年福部村条例第28号) 福部村屋内プール等の設置管理条例(平成6年福部村条例第9号) 河原</p>	<p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第14条</u> 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第15条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年国府町条例第7号) 国府町地区運動場の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第15号) 国府町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号) 福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年福部村条例第28号) 福部村屋内プール等の設置管理条例(平成6年福部村条例第9号) 河原</p>
---	---

<p>町総合町民運動場の設置及び管理に関する条例(平成3年河原町条例第2号) 河原町スポーツ広場維持管理規程(昭和63年河原町教育委員会告示第8号) 用瀬町営社会体育施設設置及び管理に関する条例(昭和40年用瀬町条例第13号) 気高町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年気高町条例第17号) 青谷町民グラウンド施設の設置及び管理に関する条例(平成元年青谷町条例第4号) 又は青谷町民グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成13年青谷町条例第6号) (以下これを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。</p> <p>附 則(平成16年10月19日条例第216号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年3月27日条例第29号) この条例は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年3月27日条例第30号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則(平成19年3月26日条例第25号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年3月26日条例第15号)</p>	<p>町総合町民運動場の設置及び管理に関する条例(平成3年河原町条例第2号) 河原町スポーツ広場維持管理規程(昭和63年河原町教育委員会告示第8号) 用瀬町営社会体育施設設置及び管理に関する条例(昭和40年用瀬町条例第13号) 気高町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年気高町条例第17号) 青谷町民グラウンド施設の設置及び管理に関する条例(平成元年青谷町条例第4号) 又は青谷町民グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成13年青谷町条例第6号) (以下これを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。</p> <p>附 則(平成16年10月19日条例第216号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年3月27日条例第29号) この条例は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年3月27日条例第30号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第150号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則(平成19年3月26日条例第25号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年3月26日条例第15号)</p>
---	---

<p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月22日条例第2号）</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年9月26日条例第32号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成25年3月21日条例第23号）</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月20日条例第62号）</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年6月30日条例第25号）</p> <p>この条例は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年6月29日条例第27号）</p> <p>この条例は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年9月25日条例第36号）</p> <p>この条例は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成 年 年 日条例第 号）</p> <p>この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月22日条例第2号）</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年9月26日条例第32号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成25年3月21日条例第23号）</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月20日条例第62号）</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年6月30日条例第25号）</p> <p>この条例は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年6月29日条例第27号）</p> <p>この条例は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年9月25日条例第36号）</p> <p>この条例は、平成27年10月1日から施行する。</p>	<p>別表（第5条、第16条関係）</p>	<p>別表（第3条、第5条関係）</p>
--	---	-----------------------	----------------------

<p>(旧別表第1...一部改正〔平成24年条例32号〕本表...一部改正〔平成27年条例27号〕)</p> <p>1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料</p>		<p>(旧別表第1...一部改正〔平成24年条例32号〕本表...一部改正〔平成27年条例27号〕)</p> <p>1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料</p>	
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
一般	300円	一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円	小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料	障害者等	無料
<p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日)をいう。</p> <p>以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。</p>		<p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日)をいう。</p> <p>以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。</p>	
<p>2 鳥取市青谷町グラウンド使用料</p>		<p>2 鳥取市青谷町グラウンド利用料金</p>	
区分	金額(1時間につき)	区分	利用料金(1時間につき)
一般	500円	一般	500円
小学生、中学生、高齢者	250円	小学生、中学生、高齢者	250円
障害者等	無料	障害者等	無料
備考		備考	

<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。</p> <p>3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で利用する場合は、無料とする。</p> <p>3 前各項に掲げる広場を除く広場使用料</p>	<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。</p> <p>3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で使用する場合は、無料とする。</p> <p>3 前各項に掲げる広場を除く広場使用料</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小学生、中学生、高齢者</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>	区分	金額(1時間につき)	一般	200円	小学生、中学生、高齢者	150円	障害者等	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小学生、中学生、高齢者</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は生涯福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p>	区分	金額(1時間につき)	一般	200円	小学生、中学生、高齢者	150円	障害者等	無料
区分	金額(1時間につき)																
一般	200円																
小学生、中学生、高齢者	150円																
障害者等	無料																
区分	金額(1時間につき)																
一般	200円																
小学生、中学生、高齢者	150円																
障害者等	無料																

<p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合、無料とする。</p>	<p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合、無料とする。</p>
--	--